

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和5年11月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び浦安市介護保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資格管理事務 <ol style="list-style-type: none"> ①住民票情報に基づく被保険者の資格取得、喪失、変更を管理する。 ②被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。 2. 保険料賦課徴収事務 <ol style="list-style-type: none"> ①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報を把握し保険料を賦課する。 ②納付データの消込を行い、納付状況を管理・把握する。 ③未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等を行う。 ④年金給付関係情報、住民税情報から特別徴収情報を決定し、国民健康保険連合会に対して特別徴収の依頼処理および異動情報の作成・送信作業を行う。 ⑤滞納者について給付制限等の滞納処分を行う。 3. 給付管理事務 <ol style="list-style-type: none"> ①国民健康保険連合会と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額サービス費等の支給決定を行う。 ②災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。 ③地方税関係情報、住民票情報および生活保護情報等により自己負担額を決定する。 ④申請に基づく福祉用具貸与及び住宅改修費支給を決定する。 ⑤他の法令による給付サービスとの調整を行う。 4. 要介護(支援)認定事務 <ol style="list-style-type: none"> ①要介護(支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に応じ、諸要件を調査し、要介護(支援)認定を行う。 ②各申請時における第2号被保険者の医療被保険者証の確認を行う。 ③住所移転後の要介護(支援)認定の要件確認を行う。 5. 介護ワンストップサービス マイナポータルサイトを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。 6. 公金受取口座情報の利用 公的給付等の支給に際して、公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用する。
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> ①介護保険システム ②要介護認定審査会支援システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバーGW ⑥中間サーバー ⑦申請管理システム ⑧サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
<ol style="list-style-type: none"> (1)介護資格情報ファイル (2)保険料情報ファイル (3)介護認定個人情報ファイル (4)介護(予防)給付情報ファイル (5)統合連携DBファイル 	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 68の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条 第2項各号及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条 第31項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(介護保険給付等関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令において介護保険法が規定されている項(5、17、22、43、46、81、88、97、109、120) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(46項) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(83項) (別表第二における情報照会の根拠) : (93、94の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)(別表第二における情報提供の根拠) : (1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) : (46、47条)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市福祉部介護保険課 電話番号 047-351-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	介護保険課長 大塚 慶太	介護保険課長 川嶋 修	事後	
平成28年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	
平成28年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(介護保険給付等関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、117の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、5、6、19、25、32、33、43、44、47、49条)	○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(介護保険給付等関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3)	事前	
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(介護保険給付等関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、25、25の2、30、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3)	○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(介護保険給付等関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25の2、30、31条の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3)	事前	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	介護保険課長 川嶋 修	介護保険課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部介護保険課	福祉部介護保険課	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IV リスク対策		追加	事後	株式変更のため
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(介護保険給付等関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令において介護保険法が規定されている項(5、17、22、43、46、81、88、97、109、120) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(46項) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(83項) (別表第二における情報照会の根拠) :(93、94の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(介護保険給付等関係情報)が含まれる項(1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、108、117の項) ○第三欄(情報提供者)が「他の法令による給付の支給を行うこととされている者」等の記載の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「他の法令による給付の支給に関する情報」等の記載で、法令において介護保険法が規定されている項(5、17、22、43、46、81、88、97、109、120) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「国民健康保険法第76条の4において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(46項) ○第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律第110条において準用する介護保険法第136条第1項、第140条第3項、第138条第1項又は第141条第1項の規定により通知することとされている事項に関する情報」が含まれている項(83項) (別表第二における情報照会の根拠) :(93、94の項)	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
		<p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :(46、47条)</p>	<p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、5、6、7、10、12条の3、15、19、22条の2、24条の2、25、25条の2、30、31条の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55条の2、59条の3)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :(46、47条)</p>		
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>介護保険法及び浦安市介護保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 資格管理事務 ①住民票情報に基づく被保険者の資格取得、喪失、変更を管理する。 ②被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。</p> <p>2. 保険料賦課徴収事務 ①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報を把握し保険料を賦課する。 ②納付データの消込を行い、納付状況を管理・把握する。 ③未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等を行う。 ④年金給付関係情報、住民税情報から特別徴収情報を決定し、国民健康保険連合会に対して特別徴収の依頼処理および異動情報の作成・送信作業を行う。 ⑤滞納者について給付制限等の滞納処分を行う。</p>	<p>介護保険法及び浦安市介護保険条例並びに行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。</p> <p>1. 資格管理事務 ①住民票情報に基づく被保険者の資格取得、喪失、変更を管理する。 ②被保険者証および受給資格証明書等の交付を行う。</p> <p>2. 保険料賦課徴収事務 ①地方税関係情報、生活保護関連情報、住民票情報を把握し保険料を賦課する。 ②納付データの消込を行い、納付状況を管理・把握する。 ③未納者に対して督促状を発行し、更なる未納者には催告等を行う。 ④年金給付関係情報、住民税情報から特別徴収情報を決定し、国民健康保険連合会に対して特別徴収の依頼処理および異動情報の作成・送信作業を行う。 ⑤滞納者について給付制限等の滞納処分を行う。</p>	事前	新たな事務の開始のため
令和4年12月28日		<p>3. 給付管理事務 ①国民健康保険連合会と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額サービス費等の支給決定を行う。 ②災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。 ③地方税関係情報、住民票情報および生活保護情報等により自己負担額を決定する。 ④申請に基づく福祉用具貸与及び住宅改修費支給を決定する。 ⑤他の法令による給付サービスとの調整を行う。</p> <p>4. 要介護(支援)認定事務 ①要介護(支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に応じ、諸要件を調査し、要介護(支援)認定を行う。 ②各申請時における第2号被保険者の医療被保険者証の確認を行う。 ③住所移転後の要介護(支援)認定の要件確認を行う。</p>	<p>3. 給付管理事務 ①国民健康保険連合会と被保険者情報の授受を行い、給付実績受領および高額サービス費等の支給決定を行う。 ②災害等による利用者負担額減額・免除を決定する。 ③地方税関係情報、住民票情報および生活保護情報等により自己負担額を決定する。 ④申請に基づく福祉用具貸与及び住宅改修費支給を決定する。 ⑤他の法令による給付サービスとの調整を行う。</p> <p>4. 要介護(支援)認定事務 ①要介護(支援)の新規認定申請・更新認定申請・区分変更認定申請に応じ、諸要件を調査し、要介護(支援)認定を行う。 ②各申請時における第2号被保険者の医療被保険者証の確認を行う。 ③住所移転後の要介護(支援)認定の要件確認を行う。</p> <p>5. 介護フンストップサービス マイナポータルサイトを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。</p> <p>6. 公金受取口座情報の利用 公的給付等の支給に際して、公金受取口座情報の利用を希望した場合に限り、口座情報登録システム(デジタル庁)から当該被保険者の公金受取口座情報を入手して振込等の事務処理に利用する。</p>		
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	<p>①介護保険システム ②要介護認定審査会支援システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー-GW ⑥中間サーバー</p>	<p>①介護保険システム ②要介護認定審査会支援システム ③統合連携DBサーバ ④団体内統合宛名システム ⑤中間サーバー-GW ⑥中間サーバー ⑦申請管理システム ⑧サービス検索・電子申請機能</p>	事前	新たな事務の開始のため
令和4年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表一 68の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第50条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表一 68の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第50条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第1条、第2条第2項各号及び第9条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則第2条第31項</p>	事前	新たな事務の開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月22日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日	令和5年10月20日	事後	再評価実施に伴う変更
令和5年11月22日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日	令和5年10月20日	事後	再評価実施に伴う変更